

# 審議事項

## 大規模小売店舗立地法第5条第1項の届出 【サンドラッグ石和店】

届出日 平成28年4月27日  
 公告日 平成28年5月30日  
 縦覧期間 平成28年5月30日 ~ 平成28年9月30日  
 設置者による地元説明会の開催日 平成28年6月21日

届出者(建物設置者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉壽景 代表取締役 藤田勝幸	東京都台東区上野七丁目14番4号

### 【届出の内容】

大規模小売店舗の名称及び所在地			
名称	サンドラッグ石和店		
所在地	山梨県笛吹市石和町市部字北河原822番29外		
本件は、国道411号、甲運橋東詰交差点東側にドラッグストアを新設する旨の届出である。			
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所			
氏名又は名称		住所	
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 代表取締役 赤尾主哉		東京都府中市若松町一丁目38番地の1	
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年12月28日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,198 m <sup>2</sup>	
(大規模小売店舗の床面積の合計)		1,356.5 m <sup>2</sup>	
(大規模小売店舗の敷地面積の合計)		3,140 m <sup>2</sup>	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
駐車場の位置及び収容台数		駐輪場の位置及び収容台数	
位置	建物配置図(図面3)	位置	建物配置図(図面3)
収容台数	45台	収容台数	10台
指針台数	45台		
荷さばき施設の位置及び面積		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
位置	店舗平面図(図面4)	位置	店舗平面図(図面4)
面積	38 m <sup>2</sup>	容量	13 m <sup>3</sup>
		指針容量	11 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		来客が駐車場を利用することができる時間帯	
開店時刻	午前9時	駐車場	午前8時30分～午後10時
閉店時刻	午後9時45分		
駐車場の自動車の出入口の数及び位置		荷さばきを行うことができる時間帯	
出入口の数	3箇所	荷さばき施設	午前6時～午後10時
出入口の位置	建物配置図(図面3)		

## 【交通関係】

### 交差点飽和度等の予測

店舗周辺2か所の交差点で交通量調査を実施し、平日・休日それぞれのピーク時間帯を計測した。

交差点A : 甲運橋東詰(平日:18時~19時、休日:14時~15時)

交差点B : 笛吹警察署北(平日:8時~9時、休日:11時~12時)

開店後のピーク1時間当たりの新規発生交通量については、指針の必要駐車台数の計算式から算出した。

一日の来店自動車台数 : 510 台      ピーク1時間の来店自動車台数 : 73 台

アクセス経路を考慮し、4つのゾーンに分割し、ピーク時の発生自動車来店台数に各ゾーンの世帯数構成比を乗じて、ゾーン別来店台数を設定した。

エリア1-1 店舗南西側 構成比 13 %      ピーク時台数 9 台

エリア1-2 店舗北西側 構成比 27.6 %      ピーク時台数 20 台

エリア2-1 店舗北東側 構成比 28.5 %      ピーク時台数 21 台

エリア2-2 店舗南東側 構成比 21.6 %      ピーク時台数 16 台

エリア2-3 店舗南側 構成比 9.3 %      ピーク時台数 7 台

現況交通量のピーク時間帯交通量に来店ピーク時の新規発生交通量を加え、開店後の交差点飽和度を予測した。

各信号交差点において、交差点飽和度は、0.9を下回った(下表参照)。

一般的に0.9以下であれば円滑な交通処理が可能であると考えられる。

交 差 点	平休別	ピーク時間帯	現 況	開 店 後
交差点A (甲運橋東詰)	平日	18 時 ~ 19 時	0.443	0.502
	休日	14 時 ~ 15 時	0.470	0.528
交差点B (笛吹警察署北)	平日	8 時 ~ 9 時	0.517	0.538
	休日	11 時 ~ 12 時	0.539	0.563

## 【騒音関係】

<p>等価騒音レベルの予測 周囲の各方向から最も影響を受けやすい住居等の屋外で予測する。</p> <p>店舗周辺の用途地域及び予測地点を設けた地域の環境基準の類型は以下のとおりであり、昼間60dB以下・夜間50dB以下を基準値として評価した。</p> <p>商業地域&lt;C類型&gt;：予測地点A、B、D 近隣商業地域&lt;C類型&gt;：予測地点C</p> <p>予測地点は、最も騒音の影響を受けやすい住居が立地し又は立地可能な地点とした。また、予測地点において、高さ(騒音源の高さ、土地の高低差)についても考慮した。すべての予測地点において環境基準値を下回った(下図参照)。</p>							
<p>昼間の等価騒音レベルの予測値 (午前 6 時～午後 10 時)</p>				<p>夜間の等価騒音レベルの予測値 (午後 10 時～午前 6 時)</p>			
予測地点	類型	基準値	予測値	予測地点	類型	基準値	予測値
A	C	60 dB	57.7 dB	A	C	50 dB	32.6 dB
B	C	60 dB	55.6 dB	B	C	50 dB	37.7 dB
C	C	60 dB	43.8 dB	C	C	50 dB	13.1 dB
D	C	60 dB	37.2 dB	D	C	50 dB	8.1 dB
<p>夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測 敷地の境界線で予測する。</p> <p>予測地点の騒音規制法における区域の区分は第3種区域に該当するため、夜間の規制基準値は50dBである。</p> <p>予測地点は、夜間の騒音発生源の最も影響を受けやすい敷地境界の地点とした。また、予測地点において、高さ(騒音源の高さ、土地の高低差)についても考慮した。予測地点において規制基準値を下回った(下図参照)。</p>							
予測地点	区域の区分	規制基準値	予測値(最大)				
a	第3種区域	50 dB	43.4 dB				

# 審議事項

## 届出に係る意見の状況 【サンドラッグ石和店】

笛吹市からの意見書(法第8条第1項)

(平成28年6月23日付け笛発第6-16号で回答あり)

意見なし

意見を有する者からの意見(法第8条第2項)

意見なし

連絡会議構成課からの意見の概要(連絡会議運営要領第3条第2項)

所属名	生活環境の保持の見地からの意見の概要
環境整備課	1 店舗から排出される廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物と産業廃棄物に区分すること。
	2 区分した一般廃棄物と産業廃棄物の処理を他社に委託する場合、法律に規定する収集運搬又は処分を委託することができる者かどうかを確認し、適切に対応すること。
	3 委託先等決定後は、その結果を速やかに報告すること。
道路管理課	1 信号停止線から5m以内に出入口を設けないこと。
	2 バス停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分に出入口を設けないこと。
	3 出入口箇所は、対象施設について1箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別な事情のある場合及び特に大型の貨物自動車等が出入する場合は、協議により2箇所まで承認を得ること。2箇所設置した場合は、それぞれの出入口の切下げの中心を18m以上離すこととする。
	4 乗入れ部の道路側溝を横断用側溝にすること。
	5 乗入れ部の既設舗装厚を確認のうえ必要があれば乗入れ用の舗装構成にすること。
	6 上記検討のうえ道路構造物の改修が伴う場合は、道路法第24条の許可が必要になることから、山梨県峡東建設事務所道路課と協議し、許可を得ること。
	7 店舗混雑時に誘導員を配置して来店退店経路図のとおり国道411号から直接右折して来店しない対策を講じているが、店舗に入る右折車により国道が渋滞する恐れがある場合にも誘導員を配置するよう配慮すること。
	8 交差点Aにおいて、来店者が原因で渋滞が発生する場合は、交差点改良等の検討を行うこと。